

県立学校職員の服務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

香 川 県 教 育 委 員 会

**香川県教育委員会規則第8号**

県立学校職員の服務に関する規則の一部を改正する規則

県立学校職員の服務に関する規則（昭和35年香川県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(文書の提出方式) 第21条 略</p> <p><u>(会計年度任用職員の服務)</u> <u>第22条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員である</u> <u>教員の服務に関する事項については、別に定める。</u></p>	<p>(文書の提出方式) 第21条 略</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。